

法規制等

▶ 用途地域について

募集画地及びその周辺の用途地域等は次のとおりです。

用途地域の指定	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	高度地区	高さの最高限度 (m)	防火地域等
第一種低層住居専用地域	40	80	—	10	指定なし
第一種中高層住居専用地域	60	200	—	—	指定なし
第一種住居地域	60	200	—	—	指定なし
第二種住居地域	60	200	—	—	指定なし
近隣商業地域	80	200	—	—	指定なし
商業地域	80	400	—	—	指定なし
準工業地域	60	200	—	—	指定なし
工業地域	60	200	—	—	指定なし

※建ぺい率=建築面積の敷地面積に対する割合

※容積率=延べ面積(建築物各階の床面積の合計)の敷地面積に対する割合

※今回の募集画地の用途地域は太線の枠内です。

住宅の建設は、上記の規制を含め建築基準法等の法的規制を受けます。また、角地等については、角地緩和(建ぺい率の10%増)の適用を受けられる場合があります。

※都市計画(用途地域等)の詳細は、つくば市都市計画課に、角地緩和の詳細は、つくば市建築指導課(TEL 029-883-1111(代))にお問い合わせください。

▶ 地区計画について

当地区は、良好な市街地としての居住環境の形成及び保全を図ることを目的として、都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4に基づき、つくば市が「島名・福田坪地区地区計画」及び「上河原崎・中西地区地区計画」を制定しております。

募集画地は、地区計画における「一般住宅地区(島名)」「沿道住宅A地区(あすみの)」に該当しており、おもしろ内容は次のとおりとなっております。

地区区分	一般住宅地区(島名) 沿道住宅A地区(あすみの)
建築物等の敷地面積の最低限度	180㎡
壁面の位置の制限 (建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面から敷地境界線までの距離は、右の各号に掲げる数値以上とする。)	(1)道路との境界線までの距離は1mとする。 (2)道路のすみ切り部分の境界線までの距離は0.5mとする。 (3)隣地との境界線までの距離は1mとする。
かき又はさくの構造の制限	道路及び隣地境界に面するかき又はさくの構造は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、門柱はこの限りでない。 (1)生垣 (2)地盤面からの高さ1.5m以下の鉄さく、金網等の透視可能なフェンス(ただし、高さ0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。) (3)木、竹、土、漆くい、自然石、レンガ、瓦その他これらに類する天然材を主要材に用いた塀(ただし、高さ0.6m以下の基礎の部分はこの限りでない。)

住宅等の建築にあたっては、つくば市に地区計画の届出が必要になります。詳細は、つくば市建築指導課(TEL 029-883-1111(代))にお問い合わせください。

▶ 土壌汚染対策法について

募集画地は、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項に規定する要措置区域及び第11条第1項に規定する形質変更時要届出区域のいずれにも指定されておりません。

▶ 建築基準法第22条第1項の指定区域について

募集画地は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第22条第1項に規定する「防火地域及び準防火地域以外の市街地について指定する区域」となっています。同項及び同法第23条の規定に基づき、屋根や外壁の構造について、一定の制限があります。詳細は、つくば市建築指導課(TEL 029-883-1111(代))にお問い合わせください。

▶ 土地地区画整理事業第76条許可申請について

当地区は、土地地区画整理事業の区域内にあり、建築確認申請の前に土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条の規定に基づく許可が必要になります。

この許可を受けようとする場合は、つくば市都市計画課へ申請することになります。詳細は、つくば市都市計画課(TEL 029-883-1111(代))にお問い合わせください。

当地区は、2024年度末以降に換地処分公告がなされる予定です。

なお、換地処分公告後、遅滞なく当該土地地区画整理地内の登記簿が長期間(期間は未定)閉鎖されます。

特記事項

▶ 地区内の茨城県の所有地及び民有地等における建築物等について

分譲地区は、土地区画整理事業(※)の施行区域であるため、相当数の民有地等が点在しています。

また、当地区は、都市計画法により、用途地域(第一種低層住居専用・第一種中高層住居専用・第一種住居・第二種住居・近隣商業・商業・準工業地域・工業地域)等が指定されており、茨城県の所有地及び民有地等の土地利用及び建築等行為については、都市計画法及び建築基準法等法令の制限(建ぺい率、容積率、日影規制等)を受けることとなります。

したがって、募集画地周辺の茨城県の所有地及び民有地等には、法令等の許す範囲内において建築等行為(一般住宅、アパート、マンション、店舗等の建築等)が行われます。

※土地区画整画法に基づき、道路・公園等の都市基盤施設と宅地の整備を面的に、一体的・総合的に整備する事業をいいます。

▶ 用途地域等について

画地案内図等に示されている用途地域等は、今後変更されることがあります。

▶ 将来の画地割り等変更について

募集画地及び周辺の茨城県の所有地の画地割り等については、今後の販売状況によっては見直すことがあります。

▶ 取引条件の有効期限について

宅地分譲の取引条件の有効期限は2021年10月末日としますので、当該有効期限経過後は、土地売買価格等を変更する場合があります。

▶ 宅地の形状変更について

宅地の地盤高の変更(他の場所から土を搬入し盛ること、または、土を切り他の場所へ搬出すること〔住宅建築や工作物設置に伴う基礎工事に伴い必要となるものを除く〕)及び供給処理施設の形状・位置の変更は、原則として認められておりません。

宅地内に新たに擁壁その他工作物を設置する場合には、設計上十分配慮して安全な構造のものを設置してください。また、隣地との境界部における柵等の工作物の設置や擁壁の設置・撤去を行う場合には、お客様の責任において、隣地所有者等とも十分話し合いの上、隣地の住宅や工作物への影響(これらが建築等されていない

場合は建築等をする際への支障)が生じないように、各種法令等を遵守して行ってください。

当地区の宅地については、土地区画整理事業施行者(茨城県)が造成工事中の施工管理及び造成工事完了後の地盤の品質確認を実施しております。これに伴う宅地の地盤強度等に係るデータは、下記の場所で閲覧可能です。

※ご注意

地盤に対する措置費用が必要となることがあります。お客様が依頼される建築業者等の建築士とご相談ください。

宅地の地盤強度等の閲覧

閲覧場所	閲覧開始日
つくば情報ステーション (午前9時30分から午後4時30分)	2021年6月16日(水)から

ご覧いただく場合、**事前に予約電話をお願いいたします。**
(つくば情報ステーション 029-839-4070)

▶ 宅地の品質について

宅地内には、雑草及び雑草根が存在し、碎石等が混入している場合がありますが、現状でのお引き渡しとなります。

▶ 電柱等の取扱いについて

一部の宅地内及び公園等の公共用地にすでに設置又は設置が予定されている電柱・支線等については、撤去・設置位置の変更等は原則として認められておりません。

宅地内に設置されている電柱等の土地使用については、土地の引渡し以降にお客様と各電柱等管理者(東京電力パワーグリッド株式会社、東日本電信電話株式会社等)との間で、土地使用契約の締結または承諾書の提出等を行ってください。

当該電柱には今後、有線テレビジョン放送(ケーブルテレビ)等の電線が共架される場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

また、電柱・支線等については、今後必要に応じて新たに設置される場合や、撤去・移設等がなされる場合があります。

電線類の引込みのため、今後お客様の建築計画内容により、住宅への電線引込み用小柱の設置が必要となる場合がありますが、引込み用小柱や支線の設置はお客様のご負担となります。

▶ 日照等について

法令による審査に合格した建築物等であっても、日照等に関して争いが起こることがありますが、これらは当事者間で解決していただくことであり、茨城県は調停・あっせん等を一切行いません。

▶ 騒音振動等について

募集画地周辺において、宅地造成工事及び住宅・施設等の建築工事等による騒音、振動、土ほこり等が発生する場合があります。

また、幹線道路やつくばエクスプレスに近い宅地については、交通騒音・振動等が発生する場合があります。

▶ 消火栓について

火災時に備えて地区内道路下に消火栓が設置されているところがありますが、原則として設置場所の変更を行うことはできません。

▶ 標識等について

今後、必要に応じて道路上に道路標識、消火栓標識、街路灯等が新設される場合があります。

また、一部の宅地内に設置されている電柱には、新たに道路標識等が共架される場合があります。

▶ 防犯灯について

一部の宅地内に設置されている電柱には、今後新たに防犯灯が共架される場合や、防犯灯のない宅地に新たに防犯灯が設置される場合があります。

▶ ゴミの収集について

分譲地区には、ゴミ集積所を設けており、清掃等日常の管理は、居住者の皆様に共同で行っていただきます。現在計画されている以外の箇所にゴミ集積所が設置される場合もありますので、あらかじめご承知おきください。

また、入居時の一時的に発生する大量のゴミは、お客様で処理ください。

お客様が使用することになるゴミ集積所については、つくば市環境衛生課(TEL 029-883-1111(代))にお問い合わせください。

▶ 宅地の引渡しについて

画地案内図ののり面、電柱、支柱、支線及び擁壁等の記載は現状と多少異なる場合もありますが、現状有姿でお引き渡しいたします。

▶ 宅地の管理について

宅地の管理は、引渡し後は草刈り等の適切な管理をお客様で行ってください。

特に、建物を建築するまでの間は、除草や火災の予防等に留意し、近隣の環境を損なうことのないよう、常に良好な管理を行ってください。

▶ 発生土処理費用の負担について

お客様の工事により発生する建設発生土(泥土含む)については、すべてお客様の負担において処理してください。

▶ 土壌調査について

募集画地においては、土壌調査を実施していません。

▶ 供給処理施設について

募集画地の供給処理施設は次のとおり引き込まれています。

分譲地区	上水道	ガス	汚水	雨水
田園都市 島名	φ 20mm	φ 30mm	φ 100mm	φ 150mm
つくば丘陵都市 あすみの	φ 20mm	φ 30mm	φ 100mm	φ 150mm

▶ 宅地の排水処理について

分譲地区では、雨水、汚水の排出方式は分流式になっています。屋根等から流出する雨水は雨水浸透枳へ、台所及びトイレ等からの排水は汚水枳へ、各々確実に接続してください。

地表から流出する雨水を雨水浸透枳に接続される場合は、雨水浸透枳への土砂の流入を防ぐため、新たに土砂溜枳をご用意ください。

宅地内排水の設計にあたっては、枳の深さをご確認ください。

▶ 宅地枳について

宅地内に設置されている蓋をそのままご利用ください。宅地枳の高さの調整が必要な場合は、お客様の責任、ご負担にて行ってください。

また、常に下水道管理者による管理が可能な状態にしてください。

▶ 水道加入金について

住宅建設時には、つくば市に水道加入金として、次のとおり納付していただくことになります。

詳細は、つくば市水道業務課(TEL 029-883-1111(代))にお問い合わせください。

2021年5月1日現在

分譲地区	水道加入金	メーター口径
田園都市 島名	77,000円(税込)	φ20mm
つくば丘陵都市 あすみの	77,000円(税込)	φ20mm

詳細は、つくば市水道業務課にお問い合わせください。

▶ 公立小・中学校の通学区について

募集画地の公立小・中学校の通学区は、次のとおりとなっております。

分譲地区	小学校	中学校	申込番号
田園都市 島名	輝翔学園 つくば市立 谷田部小学校	輝翔学園 つくば市立 谷田部中学校	23-①・23-②
つくば 丘陵都市 あすみの	高山学園 つくば市立 島名小学校	高山学園 つくば市立 高山中学校	5-①～5-③

詳細は、つくば市教育局学務課(TEL 029-883-1111(代))にお問い合わせください。

▶ 擁壁について

擁壁が設置されている画地につきましては、擁壁の構造上、宅地に擁壁の底版が入っております。設置されている擁壁の上に増積みやフェンス等の設置はしないでください。

また、この擁壁は、お客様のご負担で維持管理していただくことになります。

▶ 隣接土地の擁壁について

隣接する土地の擁壁に水抜孔がある画地については、隣接土地からの雨水が排出されることがありますので、あらかじめご承知おきください。

また、擁壁下の宅地の方には、この流水について容認していただきます。

▶ 植栽帯について

隣接する道路(歩道)等に植栽帯が設けられている画地につきましては、この植栽帯の位置及び形状変更は原則としてできません。

▶ 保留地、仮換地について

● 保留地

保留地とは、土地区画整理事業施行の費用に充てるため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めるものです。

保留地は、換地処分公告の日の翌日に施行者が取得し、換地処分の登記において、所有権の登記がなされるものです。保留地の売買の場合は、この所有権の登記完了後に買主への所有権移転登記がなされることとなります。

このため、保留地には換地処分に伴う登記が完了するまでは抵当権等の設定ができませんので、融資を受ける場合には事前に金融機関等とご相談ください。

○ 仮換地(今回の分譲では該当しません)

換地計画により定められる換地予定地を仮換地といいます。

仮換地が指定された場合には、仮換地指定の効力の発生の日から換地処分公告がある日まで、従前の土地について有する権利の内容である使用又は収益と同じ使用又は収益をすることができず、従前の土地については、使用又は収益をすることができません。

なお、仮換地は換地処分により換地となります。換地は換地処分公告の日の翌日から従前の土地とみなされます。

※換地処分公告の日(2024年度末以降)

▶ 宅地への出入口について

宅地に隣接している歩道の出入口については、縁石の開口処理及び、歩道部の補強が施してあります。

位置・形状の変更又は新たな出入口の設置は原則としてできません。

▶ 公共施設について

分譲地区内の整備中の道路、歩行者専用道路、公園及び緑地等の公共施設の所有及び管理は、将来完成した後、土地区画整理事業施行者からつくば市又は茨城県に移管される予定です。

また、募集画地周辺の区画道路につきましても、今後つくば市に移管される予定です。

▶ 町名地番の変更について

募集画地は、土地区画整理事業施行区域内にあり、その所在は換地処分後に新しい町名・地番に変更になります。

住所の表示については、換地処分(2024年度末以降の予定)までの間、募集画地の底地の代表地番及び募集画地の予定町名・街区・画地番号を併記する形で暫定的に使用していただくことになります。

【田園都市 烏名】

募集画地の予定町名は、「陣場」に決定しております。

※住所の表示(例)

『募集画地に係る底地の中からお客様が選ばれた一筆の底地番』と『予定町名(「陣場」)+街区画地番号』を()書きで併記。

つくば市谷田部字要害×× (陣場G34街区×)
底地番 街区画地番号

【つくば丘陵都市 あすみの】

募集画地の予定町名は、「高山」に決定しております。

※住所の表示(例)

『募集画地に係る底地の中からお客様が選ばれた一筆の底地番』と『予定町名(「高山」)+街区画地番号』を()書きで併記。

つくば市上河原崎下河原崎入会地字西原番外×× (高山C9街区×)
底地番 街区画地番号

▶ ゴミ集積所周りの土留め設置について

宅地に隣接しているゴミ集積所は、つくば市の管理施設となります。ゴミ集積所に接するのり面に土を盛る場合には、ゴミ集積所に土圧がかからないよう、お客様のご負担にて土留めを設置していただきます。